

平成16年9月30日
東京都財務局

建設会社の皆様へお知らせ

監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係 が3ヶ月以上あることの確認について

公共工事における監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の直接的かつ恒常的な雇用関係については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）の施行に伴い、各発注者において厳正に確認を行うよう要請されてきたところであり、平成15年11月の国土交通省通達において恒常的な雇用の具体的な期間が示されました。

東京都においても不良・不適格企業の排除、より適正な履行の確保を図る観点から、監理技術者等の雇用の確認について次により行うこととしましたのでお知らせいたします。

直接的かつ恒常的な雇用関係とは

監理技術者等は、工事現場に常駐して専らその職務に従事する者であり、工事希望申し込みの3ヶ月以上前から雇用関係にある者に限ります。また、事業協同組合等においても、監理技術者等は組合と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

対象工事

東京都が発注する公共工事のうち、監理技術者等を配置する必要のある全ての建設工事が対象となります。

工事希望申込方法

「工事希望票兼監理技術者等調書」の提出と併せて、配置予定技術者の確認のため次の書類の写しを併せて提出願います。

- 監理技術者の場合 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
 ※ 詳しくは、平成16年3月8日付「公共工事の専任の監理技術者の確認について」をご覧ください。
- 主任技術者の場合 ① 健康保険被保険者証
 （次のうちいずれか）② 区市町村作成の住民税特別徴収税額通知書
 ③ 社会保険事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書

工事希望申込時における注意点

「工事希望票兼監理技術者等調書」に記載した配置予定技術者の変更は、原則として認めませんので技術者の選定にあたっては十分注意してください。この調書は、一度提出されると差し替えはできませんので十分確認のうえ提出してください。また、記載事項に誤りがあった場合には、指名されないことがあります。

実施時期

平成16年10月1日以降に公表（公告）を行う工事案件より実施します。